

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害等リスク

(洪水：ハザードマップ、高松気象台のホームページ)

当町のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域において、1m～3m未満の浸水が予測されているほか、市街地の旧町内地区（当町の南部エリア）の60%を超える範囲で1m以上の浸水が予測されている。また、住宅地の多くが立地する大東川流域において、最大で5mの浸水被害が予測されている。これまでも数々の水害に見舞われてきている。

特に、平成16年の台風第16号において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。高松気象台の調べではこの台風16号により、最高潮位2.71m（坂出港）が観測され当町では床上浸水が12棟、床下浸水34棟の被害が確認された。商工業者へのリスクとしては、精密機器や工場機械等の故障などによる復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。町内の主要産業であるサービス業においては、商材や店舗が被災することにより、産業全体のサプライチェーンが毀損するリスクも存在する。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、山間の青ノ山地区一帯は、急傾斜地崩壊や土石流を発生原因とした土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されており、商工業者が少ない地域であるとはいえ幹線道路（県道33号線）の通行止めによる物流の停滞、復旧の長期化などが想定される。

(地震のゆれ：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、東海沖から四国沖にかけての領域を震源とする南海トラフ地震は今後30年以内の発生確率が60-90%程度とされてます。（2020年1月政府地震調査委員会）

最大クラスの南海トラフ地震の場合、当町では、最大で震度6のゆれが予測されている。商工業者へのリスクとしては、洪水時と同様に、復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。また、新都市エリア（当町北部）は事業者が密集しており、火災による被害に加え、町のにぎわいが失われることによる、販路の縮小や商圏の喪失などのリスクも存在する。

(津波：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、最大クラスの南海トラフ地震の場合、津波による浸水深は最高で2.8m（宇多津港）、沿岸部の津波浸水面積は103haと予測されている。商工業者へのリスクとしては、沿岸部では洪水時と同様に、復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。

(ため池：ハザードマップ)

当町の調査の結果、町内にはため池が大小あわせて31ヵ所ある。地震や大雨等により決壊した場合に特に甚大な被害が想定されるため池については、ハザードマップにより浸水想定区域が予測されている。商工業者へのリスクとしては、洪水時と同様に、復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。

(その他特に想定されるリスク)

当町の新都市地区（当町の北部エリア）は埋立て地であり、地震の際は液状化被害が想定されている。当町主要産業のサービス業の店舗が多く集積しており、被災時には被害の拡大や復旧の長期化が想定されるため、事業再開が遅れることにより、事業者の転出・廃業などの可能性がある。また、旧町内地区（当町の南部エリア）には多くの小規模事業者が多く存在しているため、サプライチェーン全体が毀損することで事業継続が困難になる事業者が発生するリスクも想定される。

(感染症、サイバー攻撃等)

新型インフルエンザ等(感染症)は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

当町の主要産業であるサービス業では、サイバー攻撃による情報の漏洩や精密機器の故障等のリスクへの対策が急務となっている。

## (2) 域内の商工業者の状況

【内訳】

■ 商工業者等数 717人(令和3年経済センサスより)

■ 小規模事業者数 487人(令和3年経済センサスより)

(うち事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者は不明)

【内訳】

大分類	商工業者数	小規模事業者数 (うち事業継続力強化に取り組んでいる者)	備考
A 農業、林業	0	0(不明)	—
B 漁業	0	0(不明)	—
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0(不明)	—
D 建設業	55	52(不明)	旧町内(南部)地域に多い
E 製造業	49	34(不明)	町内に広く分散している
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3	3(不明)	旧町内(南部)地域に多い
G 情報通信業	3	3(不明)	町内に広く分散している
H 運輸業、郵便業	39	25(不明)	町内に広く分散している
I 卸売業、小売業	217	123(不明)	町内に広く分散している
J 金融業、保険業	7	7(不明)	町内に広く分散している
K 不動産業、物品賃貸業	67	60(不明)	町内に広く分散している
L 学術研究、専門・技術サービス業	28	21(不明)	町内に広く分散している
M 宿泊業、飲食サービス業	99	47(不明)	新都市(北部)地域に多い
N 生活関連サービス業、娯楽業	91	71(不明)	新都市(北部)地域に多い
O 教育、学習支援業	25	22(不明)	町内に広く分散している
P 医療、福祉	13	8(不明)	町内に広く分散している
Q 複合サービス事業	2	2(不明)	町内に広く分散している
R サービス業(他に分類されないもの)	19	9(不明)	町内に広く分散している
合計	717	487(不明)	

### (3) これまでの取組

#### 1) 当町の取組

本計画の策定にあたって、事業者に影響を与える当町の災害リスクの検討や重点的に支援すべき対象を決定するため、当町まちづくり課、危機管理課と宇多津商工会において連絡会議を開催した。(年2回実施)

#### 2) 当会の取組

- ・域内の小規模事業者における事業者BCPの取組状況を把握するため、香川県経営支援課より協力を求められた「事業継続計画(BCP)の策定状況に関する調査のお願い」を配布。
- ・事業者BCPに関する国・県の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・事業者BCPの策定支援(年2件目標)
- ・香川県火災共済協同組合と連携した火災共済、休業対応応援共済への加入促進
- ・坂出市消防本部と連携した防災訓練の実施

#### 3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・事業者BCPの策定状況の調査を全会員に実施(回答者:令和4年28者、令和6年25者、)
- ・町内小規模事業者を訪問し事業者BCPの策定指導(令和4年2者、令和5年2者、令和6年3者)
- ・事業継続力強化に関するセミナーの実施(平成28年7月、平成29年9月、令和3年11月)
- ・坂出市消防本部と連携した防災訓練の実施(年1回)

## 2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

### 【課題】

- ・宇多津町地域防災計画において当町まちづくり課、危機管理課と当会との間で協議は年2回しているが、具体的な役割は明確になっていない。
- ・災害時に求められる当町の役割が変化する中、変化した状況の情報を共有できていない。
- ・災害時の対応について、経験やノウハウをもった人材がいない。
- ・本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰りに対する助言を行える当会経営指導員等職員の不足、防災・減災等の重要性を周知する専門的な知識の不足といった課題がある。

### 【対策】

- ・事業継続力強化の取組状況については当会会員へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- ・当町まちづくり課、危機管理課と当会で年2回の協議会を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- ・保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う当会経営指導員の不足については、香川県火災共済協同組合、町内金融機関、中小機構など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、当会職員向けに研修や勉強会等を開催し専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

### 【目標】

- ① 小規模事業者に対して災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ② 「事業継続力強化計画」認定制度、「事業者BCP」を推進し、町内事業所の防災・減災の事前対策について啓発する。
- ③ 巡回や窓口指導時に全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用し、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。
- ④ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ⑤ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

具体的には、以下の目標を設定して取り組んでいくこととする。

- ① 年10者に対して災害リスクや感染症等リスク等の周知、啓発を行う。
- ② 年2者に対して事業者BCPの策定・見直し支援を行う。
- ③ 損害保険加入の取組を年2者に対して行う。
- ④ 当会と当町関係部署と災害リスクや支援等について年2回連絡会議を行う。
- ⑤ 保険・共済や資金繰り支援等に対する勉強会を年1回実施する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

2 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・自治体等と連携し管内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・香川県経営支援課が作成した「事業継続計画（BCP）の策定状況に関する調査のお願い」を活用し調査及び策定を促す。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・当会ホームページや香川県商工会連合会が発行する広報誌等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

(3) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・当町と当会担当者にて、定期的に協議を行い、計画の進捗状況を確認し、改善点等について協議する。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・当会ホームページや香川県商工会連合会が発行する広報誌等、当会が発送する定期便などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。

(5) 関係団体等との連携

No.	関係団体名	取組事業
①	香川県商工会連合会	イ. ロ. へ. ト. ㊦
②	(公財) かがわ産業支援財団	イ. ロ. へ. ト. ㊦
③	香川県よろず支援拠点	イ. ロ. へ. ト. ㊦
④	香川県信用保証協会	㊧. ㊨. ト. ㊦
⑤	(株)日本政策金融公庫高松支店	㊧. ㊨. ト. ㊦

⑥	香川県火災共済協同組合	⑧. ⑨. ⑩. ⑪
⑦	全国商工会連合会が連携協定を結んでいる損保会社 ・東京海上日動火災保険(株) ・あいおいニッセイ同和損害保険(株)	⑫. ⑬. ⑭. ⑮. ⑯. ⑰

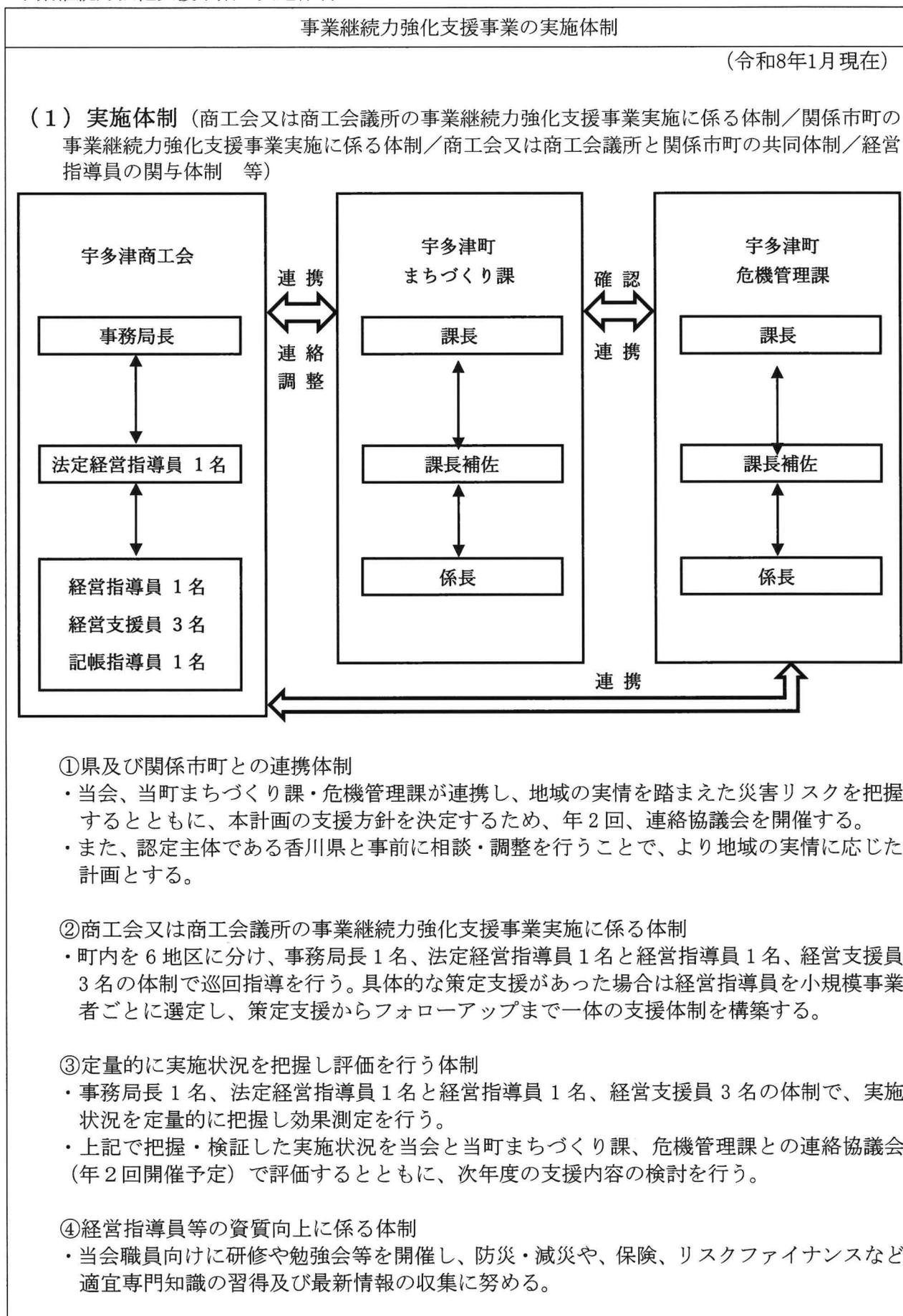
- ⑱ 事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）や事業継続力強化計画の策定を支援する。
- ⑲ 小規模事業者を対象とした本事業に関する普及啓発セミナー等を開催する。
- ⑳ 小規模事業者に対する保険・共済の助言が行えるよう当会の全職員を対象とした勉強会を開催する。
- ㉑ 事前に災害対策のための設備投資等に取り組む小規模事業者からの新たな資金需要に対して、信用保証等の手続き支援を行う。
- ㉒ 事前に災害対策のための設備投資等に取り組む小規模事業者からの新たな資金需要に対して、融資斡旋等の手続き支援を行う。
- ㉓ 各関係団体が主催する本事業に関するセミナー等の共催を行う。
- ㉔ 本事業に関する国、県及び町の補助事業や融資制度のほか各種保険・共済制度など、小規模事業者に有益な情報の収集・提供を行う。
- ㉕ 普及啓発ポスター掲示、チラシ等の配布依頼を行う。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 織田 哲也（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

③広域経営指導員の当否

経営指導員 織田哲也は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

宇多津商工会

〒769-0210 香川県綾歌郡宇多津町 1900 番地

TEL:0877-49-1311 / FAX:0877-49-1314

E-mail:utadu@shokokai-kagawa.or.jp

②関係市町

宇多津町まちづくり課

〒769-0210 香川県綾歌郡宇多津町 1881 番地

TEL:0877-49-8009 / FAX:0877-49-0515

E-mail:machi@town.utazu.kagawa.jp

宇多津町危機管理課

〒769-0210 香川県綾歌郡宇多津町 1881 番地

TEL:0877-49-8027 / FAX:0877-49-0662

E-mail:kikikanri@town.utazu.kagawa.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・調査費	150	150	150	150	150
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・パンフ、チラシ作成					
・防災・感染症対策費					

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、香川県交付金、宇多津町補助金、受益者負担金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等